

報道機関各位

「地域計画に係る市町村農政主管課長・農業委員会事務局長会議」を開催

市町村は、改正後の農業経営基盤強化促進法（令和5年4月1日施行）により、令和7年3月末までに地域の将来的な農地利用等を定めた「地域計画」を策定することになっていきます。

この度、県内全ての市町村が期限内に「地域計画」を策定する必要があることから、実務を所管する市町村幹部職員（担当課長、農業委員会事務局長等）を招聘し、共通認識のもと適切な対応を図ることを目的に標記会議を開催いたします。

つきましては、ぜひ、取材いただきますようご案内いたします。

※ 茨城県では、「地域計画」の実務担当者を対象とした会議や研修会等を実施してきましたが、市町村課長級幹部職員向けの会議は今回が初となります。

- 1 **開催日時** 令和6年5月21日（火）13:30～15:40
- 2 **場 所** 県庁9階講堂（水戸市笠原町978-6）
- 3 **スケジュール**
 - 13:30～ **開会・挨拶**
（茨城県農林水産部農地局長）
 - 13:40～ (1)茨城県における地域計画の取組状況等について
（茨城県農林水産部農業経営課長）
 - 13:50～ (2)情報提供
（関東農政局）

休憩

- 14:10～ **残り11か月 どうする地域の策定！**
（地方考夢員研究所代表 澤畑 佳夫氏）
- 15:30～ **質疑応答・講評**
- 15:40 **閉会**

- 4 **参集範囲** 県内市町村農政主管課長・農業委員会事務局長、農林事務所等県関係機関、関東農政局 等

- 5 **主 催** 茨城県地域計画5者連絡会議
（茨城県農業経営課、茨城県農業会議、茨城県農林振興公社、茨城県農業協同組合中央会、茨城県土地改良事業団体連合会）



「地域の農地」をみんなで守ろう！

従来の農地利用を「**目標地図**」に 令和7年3月末までに地域の将来方針を「**地域計画**」にまとめます！

「**地域計画**」は地域農業の将来図！

- 1 地域で話し合う場（座談会・協議の場）を作る
地域の農地の耕作者や地権者、市町村職員、農業委員会、JA、農等の関係者が集まりましょう。
- 2 将来の農地利用を行う区域を決める（耕作できる農地・できない農地）
地況の地割などがを基に、地域の課題等を整理し、将来的に農地をどのように活用していくか参加者で話し合います。山間部や標高差の激しい農地では、保全管理等の取組も視野に入れます。
- 3 「耕作できる農地」を将来的に誰が耕作するのかを考える
耕作できる農地を、概ね10年後に誰が耕作するのかを話し合います。規模拡大意向のある担い手やリタイアを考えている兼業農家等、皆さんの予定を照らし合わせ、集約・集約化も視野に入れます。

現況地図を使った農地利用の話し合い

話し合いでは、農地の集約・集約化も視野に！

- 4 話し合いの結果をもとに地域計画を策定
地域で話し合った農地利用の課題や地域農業の将来方針を取りまとめた「**地域計画**」を策定します。
策定した「**地域計画**」は市町村で公示します。また、必要に応じて話し合い等を繰り返し、変更・更新することも可能です。

お近くの、市町村農政主管課・農業委員会事務局長
または、管轄の農林事務所企画調整課、茨城県農業経営基盤強化G

<参考>

「地域計画」とは、市町村が農業者や地域の皆さんの話合の結果を踏まえ、農業の将来の在り方や農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標として農業を担う者ごとに利用する農用地等を表示した「目標地図」などを明確化したものです。

【問合せ先】

茨城県農業経営課 担当：杉本、山田
TEL：029-301-3833 FAX：029-301-3879